

日本学生支援機構 令和7年度博士前期課程進学予定者に係る 特に優れた業績による返還免除内定候補者の申請について (申請期限の延長)

1. 制度概要

日本学生支援機構の第一種貸与奨学金には、大学院在学時に特に優れた業績を挙げたと認められる者に対して、貸与終了時に貸与金の全額または半額の返還を免除する制度があります。

その返還免除制度のうち、本件は、次代の科学技術イノベーションや地域を担う優秀な低所得世帯の大学学部生等に対して、博士課程前期課程での修学に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的に博士前期課程進学時に、貸与終了時に決定する業績優秀者の返還免除を内定する制度です。

≪ 日本学生支援機構ホームページ「(修士課程及び専門職学位課程) 返還免除内定制度」 ≫

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/tetsuduki/syushinaitei.html>

2. 対象要件・対象者

令和7年度(10月進学者含む)に東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科博士前期課程への進学を希望し、第一種奨学金の貸与を受ける予定で、以下のいずれも該当する者。

① 大学学部等において修学支援新制度(旧給付奨学金を含む)を利用していること(※1)又は住民税非課税世帯であること(※2)

(※1) 本内定制度申請及び推薦時点で、家計基準に基づく支援区分見直しにより「停止中」の者は対象外です。ただし、家計基準のうち、所得(支給額算定基準額)は基準内(支援区分はⅠ～Ⅳのいずれか)であるが、資産額のみ基準外で停止となっている者は対象となります。

(※2) 給付奨学生でない場合(過去に修学支援新制度を利用していたとしても、既に満期を迎えている場合や廃止等で支援を受けていない場合を含む)は、学生本人及び生計維持者(父母がいる場合は原則として父母2名)の所得証明書等(取得可能な最新の年度のものの)の全員分の市区町村民税所得割額が0円であること。

② 特定分野(「科学技術イノベーション創出に寄与する分野(情報・AI、量子、マテリアル等)」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」)への進学を希望していること。

※内定者となった分野と異なる分野に進学した場合には、内定の効力を失います。

③ 将来、上記②に記載の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を備えて活動できると認められる者。

上記①～③を満たし内定者となった場合でも、入学後6か月以内に第一種奨学生(授業料後払い制度を含む)として採用されなかったときは、内定の効力を失います。

3. 第一種奨学金の申込み

大学院入学後、6か月以内に第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）に採用されなかった場合には内定の効力を失います。そのため、第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の申込みは大学院の予約採用あるいは博士前期課程進学後の春の在学採用にて申込みをしてください。ただし、秋入学者の場合は秋の在学採用にて申込みをしてください。

また、本内定制度の申請要件と第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の選考基準は異なることから、本内定制度に決定された者であっても、第一種奨学生（授業料後払い制度を含む）に採用されるとは限りません。なお、第一種奨学生（授業料後払い制度を含む）に不採用となった場合は、内定者として決定されていたとしてもその効力を失うこととなります。

4. 申請方法及び申請書類

本学窓口への書類提出とスカラネット（日本学生支援機構へのオンラインシステム）への入力の方が必要です。

- （１）申請書類一式を「６．申請書類の提出窓口」へ提出します。（郵送の場合は提出期限必着です。）

申請書類

- ① スカラネット入力下書き用紙のコピー（PDF形式）
 - ② 確認書（PDF形式）
 - ③ 返還免除内定候補者申請書（Word形式）
 - ④ 成績証明書（直近のもの）
 - ⑤ 大学院合格者は合格通知書の写し
 - ⑥ 日本学生支援機構給付奨学金の奨学生証のコピー添付
 - ⑦ 本人と生計維持者の2024（令和6）年度所得・課税証明書 ⑥が提出できない場合のみ提出
- （※①～③までの様式は学内ホームページからダウンロードすることができます。）

大学ホームページトップ>学生生活>2. 日本学生支援機構奨学金について>本募集文

- （２）申請書類受理後、受付窓口よりスカラネットへ入力するためのID、パスワードをお渡しします。
- （３）（１）の①スカラネット入力下書き用紙の内容をスカラネットに入力します。

5. 申請期間（申請期限を延長しました）

- （１）申請書類提出期限：~~令和6年11月20日（金）（厳守）~~⇒ **令和6年12月13日（金）**
- （２）スカラネット入力期限：~~令和6年12月6日（金）24時まで~~
⇒**令和6年12月20日（金）24時まで**

※延長期間に申請される方は申請される前に奨学係にご連絡ください。

※進学が決定していない場合でも、期限までに申請してください。ただし複数校への申請はできません。

6. 申請書類の提出窓口

【品川キャンパス】 学生サービス課奨学生係（電話03-5463-0434）

【越中島キャンパス】 越中島地区事務室学生支援係（電話03-5245-7317）

※学外の方は提出前に品川キャンパスの提出窓口に連絡をお願いします。

7. 選考スケジュール

令和7年7月下旬内定者決定予定

8. その他の留意事項

①内定は、大学院入学後に採用された最初の第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）にのみ適用されます。例えば、業績免除内定制度をもって進学し、1年次の春に「授業料後払い」制度に採用され、2年次の進級時に後払いを辞退して現行第一種奨学金に採用されると、後から採用となった現行第一種奨学金には内定が適用されません。逆に現行第一種奨学金を辞退し、授業料後払い制度へ変更した場合も同様です。なお、特に優れた業績による返還免除の推薦は現行同様、貸与を終了した年度が基準となり、辞退した年に推薦が必要となります。

②内定者が貸与期間中に奨学金の交付に係る「停止」または「廃止」の処置を受けた場合は、内定取消となります。また、貸与期間終了年度の免除候補者として推薦を行うまでの間に修業年限内で課程を修了できなくなった場合も内定取消となります。

③内定者になった場合、博士前期課程在学中（第一種奨学金貸与期間中）に特に優れた業績を挙げて、貸与終了年度に改めて「特に優れた業績による返還免除」への申請を行う必要があります。

④内定者は2年生以上への進級時に、大学院において内定者としてふさわしい成績を修めているか、大学が確認し、日本学生支援機構に報告します。報告内容によっては内定が取り消される場合があります。

⑤今回の内定者にならない場合においても、貸与終了時に返還免除の申請を行うことは可能です。

9. 問合せ先

学生サービス課奨学係

電話：03-5463-0434

E-mail：g-syou@o.kaiyodai.ac.jp